

下院法案第 4157 号

上院法案第 1357 号

フィリピン共和国
フィリピン国会
メトロマニラ
第 18 議会
第 2 定時会期

メトロマニラにおいて 2020 年 7 月 27 日に開始し、開催された。

[共和国法第 11534 号]

法人所得税及び税制優遇制度の改革、当該目的のため、改正された 1997 年
国家内国歳入法典第 20, 22, 25, 27, 28, 29, 34, 40, 57, 109, 116, 204
及び 290 条の修正、並びに、同法に新たに第 8 編を創設すること等に関する
法律

招集されたフィリピン上院及び下院の議員により立法された。

第 1 条 略称 — 本法は、「企業復興及び法人に対する税制優遇法」又は
「CREATE」と称する。

第 2 条 政策の宣言 — ここに、財政の慎重さ及び安定性を維持しつつ、
投資を誘致し、生産性の向上、雇用創出、全土の発展及びより包括的な経済成長
をもたらすことに役立つ租税政策を実行することにより、国家経済を世界的な
競争力を有するように発展させるという国家の政策を宣言する。

かかる目的を達成するため、国家は、

(a) 税率の軽減、課税ベースの拡大並びに税の歪曲及び漏れを減少させる
ことにより法人税制度の公平性及び効率性を改善し、

(b) 本法の条項に従って、業績ベースの、狙いを定めた、期限付きかつ透
明性のある、よりレスポンス性かつ世界的に競争力のある税制優遇制度を発展
させ、

(c) 伝染病の勃発又は世界的なパンデミック等の予見できない事象からの事業の復興への援助を供与し、未来における類似の状況における国家のキャパシティを強化し、また、

(d) 国の全ての地域における包括的な成長並びに仕事及び機会の創出を助けるより公正な税制優遇制度を創設し、特に最低未発展地域の申請者のためのかかる優遇制度の付与へのアクセス及び使いやすさを保障する。

第 3 条 改正された 1997 年国家内国歳入法典第 20 条は、以下のとおり改正される。

“第 20 条 長官による報告書及び関連情報の提出

“(A) xxx

“(B) 租税関連情報の財務省への提出—長官は、個別的に必要な情報及び第 8 章の優遇措置の付与に関連して、個別的に必要な情報及び当該命令の根拠を特定した財務大臣の命令を受け、大臣に対して、本法の優遇措置を受ける企業に関する関連情報を提供する。但し、大臣及び当該個別情報を取り扱う関連する職員は納税者が書面にて当該開示に同意しない限り、第 270 条の適用を受けるものとする。

“(C) 監視委員会への報告—長官は、本法第 204 条により、本法第 290 条に言及されている監視委員会に対して、上院及び下院の方式及び手段に関する委員会の議長を通じて毎年 6 ヶ月ごとに、同条によって付与された権限の行使に関する報告書を提出するものとする。

第 4 条 改正された 1997 年国家内国歳入法典第 22 条は、以下のとおり改正される。

“第 22 条 定義 — xxx

“(A) xxx

“(B) 「法人」には、一人会社、いかに設立又は組織されたかにかかわらず、パートナーシップ、株式会社、共同アカウント、組合又は保険会社が含ま

れるものとするが、ゼネラル・プロフェッショナル・パートナーシップ、並びに、政府とのサービス契約に基づく運営コンソーシアム契約に基づき建設プロジェクトを実施し、又は石油、石炭、地熱及びその他のエネルギー事業に従事する目的で設立された合弁会社又はコンソーシアムは含まれない。「ゼネラル・プロフェッショナル・パートナーシップ」は、共通の専門職を行うことのみを目的とする者により構成されるパートナーシップであって、その所得のいかなる部分も、いかなる取引又は事業に従事することによっても生ずるものではないものをいう。

” xxx”

第 5 条 改正された 1997 年国家内国歳入法典第 25 条は、以下のとおり改正される。

第 25 条 非居住外国人に対する租税－

“(A) xxx

“(1) xxx

“(2) 内国法人若しくは合資会社、保険若しくはミューチュアル・ファンド会社若しくは地域統括会社若しくは多国籍企業、パートナーシップ(ゼネラル・プロフェッショナル・パートナーシップを除く)の分配可能な純所得に対する持分、共同アカウント、法人又は組合として課税される合弁事業からの現金及び/又は財産の配当、利息、ロイヤルティ、賞金及びその他の報酬 — 内国法人、若しくは合資会社、若しくは保険会社若しくはミューチュアル・ファンド会社若しくは多国籍企業の地域運営本部、若しくは、同人がパートナーであるパートナーシップ(ゼネラル・プロフェッショナル・パートナーシップを除く)の税引後の分配可能な純所得における非居住外国人個人の持分、若しくは組合の税引き後の非居住外国人の持分、共同アカウント、又は、同人が社員若しくは共同出資者である法人として課税される合弁事業からの現金及び/又は財産配当、利息、ロイヤルティ(いかなる形式でも)、並びに、賞金(第 24 条(B) (1)に基づく税金の対象となる 1 万ペソ以下の賞金を除く。)及びその他の賞金(1 万ペソ以下のフィリピン慈善懸賞主催のゲームの賞金を除く)は、その総額に対して 20%の所得税を課されるものとする。ただし、書籍及びその他の文学作品に対するロイヤルティ及び音楽作品に対するロイヤルティは、その総額に対して 10%の最終税を課さ

れるものとする。ただし、映画フィルム及び類似の作品は、本法第 28 条に基づいて規定される税の対象となるものとする。ただし、長期預金、又は、貯蓄、普通若しくは個人の信託ファンド、預金代替物、投資管理口座及びフィリピン中央銀行 (BSP) が定める様式の証書により証明されるその他の投資からの利子所得は、本項に基づき課される税金から免除されるものとする。ただし、証書の保有者が 5 年目までに預金又は投資を終了する場合、最終的な税金が所得全額に課され、残存期間に基づく長期預金又は投資証券の収益から預金銀行により控除され、源泉徴収されるものとする。

“4 年以上 5 年未満 — 5%

“3 年以上 4 年未満 — 12%

“3 年未満 — 20%

“(3) xxx”

第 6 条 改正された 1997 年国家内国歳入法典第 27 条は、以下のとおり改正される。

“第 27 条 内国法人の所得税率—

“(A) 一般 — 本法に別段の定めがある場合を除き、2020 年 7 月 1 日より 25%の所得税率を本法第 22 条(B)に定義され、フィリピンの法律に基づき設立された法人として、又はフィリピンの法律に基づき存続する法人として、本法に基づき課税されるすべての法人により、フィリピン内外のすべての源泉から各課税年度中に発生する課税所得に対して課する。

“ただし、純課税所得が 500 万ペソを超えない法人、及び、課税対象年度における事務所、工場及び設備が所在する土地を除いた総資産が 10 億ペソを超えない法人は、20%で課税されるものとする。

“会計年度を適用する法人の場合は、特定の売買取引等が発生した特定の日を考慮せずに課税所得を計算する。その収入とその事業年度の費用は、その期間の各月について均等に収支されたものとみなす。

“法人所得税の税率は、当該年度の新税率が適用される月数に当該期間の法人の課税所得を乗じて計算した金額に、12 で除して計算した金額に適用されるものとする。

“(B) 私立教育機関及び病院 — 非営利の私立教育機関及び病院は、本(D)項に規定されているものを除き、課税所得に対して 10%の税金を支払うものとする。ただし、2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間、本項により課される税率は 1%とする。さらに、「無関係の取引、事業又はその他の活動」から得られる総所得が、当該教育機関又は病院によって得られる総所得の 50%を超える場合、課税所得の全部について、本(A)項に規定する課税を行う。本項において「無関係の取引、事業又はその他の活動」とは、取引、事業その他の活動であって、当該教育機関又は病院がその主たる目的又は機能を行使し、又は遂行することに実質的に関連しないものをいう。「私立」とは、事案に応じて、現行の法令に従って、教育省(DepEd)、高等教育委員会(CHED)、又はフィリピン労働雇用技術教育技能教育庁(TESDA)から運営を許可された個人又は団体によって運営される私立病院又は私立学校を指す。

“(C) 政府所有又は支配の法人、機関又は機構 — 別段の現行の特別又は一般法の規定にかかわらず、政府が所有又は支配するすべての法人、機関又は機構は、政府サービス保険システム(GSIS)、社会保障システム(SSS)、住宅開発相互基金(HDMF)、フィリピン健康保険公社(PHIC)及び地方水道区を除き、本条に基づき類似の事業、産業又は活動に従事する法人又は団体についての課税所得に対する税率を支払わなければならない。

“(D) 受動的所得に対する税率 — xxx

“xxx

“(4) 企業間配当 — 内国法人が受領した配当金は、本章に基づく課税の対象とならない。ただし、外国から受領した配当金が除外されるためには、フィリピンで実際に受領し、又は送金された当該資金は、当該外国からの配当金が受領された年の翌課税年度までにフィリピン内国法人の事業活動に再投資され、運転資本要件、資本的支出、配当金の支払、国内子会社及びインフラストラクチャー事業への投資に限定して使用されるものとする。さらに、内国法人が外国法人の発行済み株式の少なくとも 20%を直接保有し、配当分配の時点で最低 2 年間、株式を保有していることを条件とする。

“(E) 内国法人に係る最低法人所得税

“(1) 税金の賦課 - 本項に定義される、課税年度末現在の総所得の 2% の最低法人所得税は、本法に基づいて課税される法人が事業活動を開始した年から数えて 4 番目の課税年度以降において、最低所得税が課税年度における本条(A)項に基づいて計算された税を上回る場合、課されるものとする。ただし、2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで、当該税率は、1%とする。

“(2) xxx

“(3) xxx

“(4) xxx

第 7 条 改正された 1997 年国家内国歳入法典第 28 条は、以下のとおり改正される。

“第 28 条 外国法人に対する所得税の税率—

“(1) 一般 — 本法に別段の定めがある場合を除き、外国の法律に基づき組織され、認可され、又は存在する法人であり、フィリピン国内で取引又は事業に従事する法人は、2020 年 7 月 1 日以降、フィリピン国内のすべての源泉からの前課税年度に得られた課税所得につき、25%に相当する所得税を課されるものとする。

“会計年度を適用する法人の場合は、特定の売買取引等が発生した特定の日を考慮せずに課税所得を計算する。その収入とその事業年度の費用は、その期間の各月について均等に収支されたものとみなす。

“法人所得税の税率は、当該年度の新税率が適用される月数に当該期間の法人の課税所得を乗じて計算した金額を、12 で除して計算した金額に適用されるものとする。

“(2) 居住外国法人の最低法人所得税— 第 1 項の規定により課税を受ける居住外国法人に対しては、第 27 条(E)に規定する総所得の 2%の法人所得税を

同一の条件で課する。ただし、2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで、税率は 1%とする。

“(3) xxx

“(4) 支店利益送金に対する税金ー xxx

“(5) 多国籍企業の地域統括本部及び地域経営統括本部ー

“(a) 第 22 条(DD)に定義される地域統括本部は、所得税の対象とならないものとする。

“(b) 第 22 条(EE)に定義される地域経営統括本部は、課税所得の 10%の税金を支払うものとする。ただし、2022 年 1 月 1 日より、地域経営統括本部は、通常の法人所得税の対象となるものとする。

“(6) 居住外国法人が受ける一定の所得に対する租税ー

“(a) 預金からの利息及び預金代替物、信託基金及び類似の取決めからの利回り又は金銭的便益及びロイヤルティー — あらゆる通貨での預金からの利息、又は預金代替物、信託基金及び類似の取り決めからの利回り又はその他の金銭的便益及びフィリピン源泉のロイヤルティは、当該利益につき 20%の割合で最終所得税を課すものとする。但し、居住外国法人の拡大外貨預金制度のもとにある預金銀行からの利息収入は、当該利息所得の 15%の割合で最終所得税の対象とする。

“(b) 拡大外貨預金制度のもとで得られる所得 — xxx

“(c) 証券取引所で取引されていない株式の売却による譲渡所得 — 15%の税率での最終課税が、証券取引所を通じて売却又は処分されたものを除く内国法人の株式の売却、取換、交換又はその他の処分から課税年度中に実現した純譲渡所得に課されるものとする。

“(d) 会社間配当金 — xxx

“(B) 非居住外国法人への課税

“(1) 一般 — 本法に別途規定する場合を除き、フィリピンで取引又は業務に従事していない外国法人は、利益、配当、賃料、ロイヤルティ、給与、保険料(再保険料を除く)、年金、手当又はその他の固定若しくは決定可能な年次、定期的又は偶然の利益、利益及び収入、及び第 5 項(c)に基づく課税の対象となる譲渡所得を除く譲渡所得など、フィリピン国内を源泉とする各課税年度に受け取る総収入の 25%に等しい税金の支払いをしなければならない。

“(2) xxx

“(3) xxx

“(4) xxx

“(5) 非居住外国法人が受ける一定の所得に対する課税—

“(a) 外国貸付けの利子— xxx

“(b) 会社間配当金 — 本法第 57 条 (A) に規定されるとおりに徴収され支払われる内国法人から受領する現金及び/又は資産配当には、当該非居住外国法人が本拠を置く国において、フィリピンにおいて支払われたとみなされる通常の所得税と本号に規定される配当に対する 15%の税率との差違である 15%に相当する非居住外国法人に課される税金について税額控除が認められることを条件として、15%の税率による最終源泉徴収税が課される。ただし、2020 年 7 月 1 日以降、税額控除は、本法第 28 条(B) (1)に定める通常所得税の税率と配当に対する 15%の税金の差額と同額とする。

(c) 証券取引所で取引されていない株式の売却による譲渡所得— 15%の税率による最終課税、証券取引所を通じて売却又は処分された株式を除き、内国法人の株式の売却、取換、交換又はその他の処分から課税年度中に実現した純譲渡所得に課される。

第 8 条 不当留保金課税に関する改正された 1997 年国家内国歳入法典第 29 条は、ここに廃止される。

第 9 条 改正された 1997 年国家内国歳入法典第 34 条は、以下のとおり

改正される。

“第 34 条 総所得からの控除 — 第 24 条(A)、第 25 条(A)、第 26 条、第 27 条(A)、(B)及び(C)並びに第 28 条(A) (1)に基づく所得税の対象となる課税所得の計算上、本項に基づく控除が認められない使用者と被雇用者との関係に基づいて提供される個人的役務から生ずる所得を稼ぐ納税者を除き、総所得から次の額を控除することができる。

“(A) 費用 —

“(1) 通常及び必要な取引、事業費又は専門的経費 —

“(a) xxx

“(i) xxx

“xxx

“(v) 公立高等学校、公立高等教育機関又は公的技術及び技能機関における、1974 年大統領令第 442 号又は改正されたフィリピン労働法に基づく職業訓練協定の適用を受ける、企業を基礎とする研修生の技能の修得のための労働訓練費用の価値の 2 分の 1 について、課税所得からの追加控除が事業者が付与される。また、公的教育機関からの学生の企業を基礎とする研修について追加控除を受けるためには、事業者は、DepEd、TESDA 又は CHED から適切な認証を取得するものとし、当該控除は直接労働賃金の 10%を超えないものとする。

“(B) 利息 —

“(1) 一般 — 納税者の職業、取引又は事業に関連して、納税者の債務に関連して課税年度内に支払われた、又は発生した利息の総額を総所得から控除することが認められる。ただし、支払利息に対する納税者が認められている支払利息の控除額は、最終税額の 20%までに減額されるものとする。ただし、利子所得税が将来調整された場合には、支払利息の控除率は、内国歳入庁長官の推薦に基づき、財務省長官が決定する規則にて定義される規則に定義される所定の基準計算式に従って調整される。

“(2) xxx

“(C) 税金 — xxx

“(D) 損失 — xxx

“(E) 不良債権 — xxx

“(F) 減価償却費 — xxx

“(G) 石油、ガス井及び鉱山の枯渇 — xxx

“(H) 慈善・その他拠出金 — xxx

“(I) 研究開発 — xxx

“(J) 年金信託 — xxx

“(K) 一定の支払いの控除のための追加要件 — xxx

“(L) 任意標準控除(OSD) — xxx

第 10 条 改正された 1997 年国家内国歳入法典第 40 条(C) (2) は、以下のとおり改正される。

“第 40 条 価額の決定及び損益の認識

“(A) xxx

“(B) xxx

“(C) 資産の交換 — xxx

“(1) 原則 — xxx

“(2) 例外 — 組織再編の当事者である他の会社の株式又は有価証

券のみを目的とする組織再編の計画において、当該法人が組織再編の当事者であり資産を授受する当事者である場合、当該法人又はその株式若しくは証券については、損益は認識されないものとする。組織再編は、以下のとおり定義される。

“(a) 合併又は新設合併の当事者である会社が、合併又は新設合併の当事者である会社の株式のみを目的として資産の授受をする場合、又は、

“(b) 一の法人による、その議決権株式の全部若しくは一部のみをもって、又は買収法人を支配する法人又は当該買収の直後に、当該買収法人が当該買収の直前に支配していたか否かを問わず、当該買収法人が当該他の会社を支配する場合の当該他の法人の議決権株式の全部若しくは一部のみをもっての取得の場合、又は、

“(c) 一の法人による、その議決権株式の全部若しくは一部のみをもって、又は買収法人を支配するであって、他の会社の実質的にすべての財産を有する法人の議決権株式の全部若しくは一部のみをもっての取得の場合。取引が株式のみであるか否かを決定するにおいては、他の者の債務の買収法人による引受けは考慮しないものとする。又は、

“(d) 資本再構成、すなわち、金額、収入若しくは優先順位に関する当該法人の株式及び債券についての調整、又は、当該会社の資本若しくは負債を変更若しくは増減するためのすべての株主及び債権者による合意若しくはその両方、又は、

“(e) 再設立、すなわち、同一の資産を有し、かつ、新たな定款に基づき存続する同一の株主を有する同一の法人事業の形成

“個人が単独で又は4人を超えない者と共同で、当該取引の結果、譲渡人又は譲渡人らがそれぞれ、当該法人の支配を取得又は維持することとなる、当該法人の株式又は参加単位と引き換えでの資産の法人への移転の場合にも、損益は認識されないものとする。ただし、役務のために発行される株式は、資産と引き替えに発行されたものとはみなされないものとする。

“本項の対象となる株式と事業のために使用される資産との売却又は交換は、付加価値税(VAT)の対象とはならないものとする。

“上記のすべての取引について、税控除を利用するために、事前の内国歳入庁の確認又は税務裁定は要求されないものとする。

“xxx

“(6) 定義—

“(a) xxx

“(b) xxx

“(c) 本条において使用される場合、「支配」という用語は、当該資産譲渡後に、議決権を有するすべての種類の株式の総議決権の少なくとも 51%の株式の所有を意味するものとする。ただし、本条において譲渡人又は譲渡人らの全ての種類の議決権付株式の所有に関しては、個人ではなく、集団での所有が支配の存在を決定するために使用されるものとする。

“xxx”

第 11 条 改正された 1997 年国家内国歳入法典第 57 条は、以下のとおり改正される。

“第 57 条 税の源泉徴収—

“(A) xxx

“(B) xxx

“(C) xxx

“財務省は、少なくとも 3 年に 1 回、本法に基づく源泉徴収税の源泉徴収に関する規則及び手続きの見直しを行い、当該見直しにおいて納税者に悪影響を及ぼし、かつ、重大な影響を及ぼす本法に定める税の源泉徴収に関する規則及び手続きが発見された場合、内国歳入庁に当該規則及び規則を修正するよう指示する。

第 12 条 改正された 1997 年国家内国歳入法典第 109 条は、以下のとおり改正される。

“第 109 条 除外取引－

“(1) 第 2 項の規定により、以下の取引については、付加価値税を免除する。

“xxx

“xxx

“(R) デジタル若しくは電子フォーマットを含む、書籍、新聞、雑誌、公報又は教育的、科学的、文化的資料の輸入に関するユネスコ合意の対象となる教育用読書資料の販売、輸入、印刷若しくは出版。ただし、本法に規定する素材が主として有料広告の発行のためのものでないものとする。

“xxx

“(AA) 以下のための医療用医薬品の販売又は輸入

“(i) 2020 年 1 月 1 日より糖尿病、高コレステロール、高血圧

“(ii) 2021 年 1 月 1 日より癌、精神疾患・結核・腎疾患

“ただし、DOH は、本法の効力発生から 60 日以内に、この目的のために承認された医薬品のリストを発行することを条件とする。及び、

“(BB) 2021 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで、以下の販売又は輸入

“(i) カバーオール、ガウン、外科用帽子、外科用マスク、N-95 マスク、スクラブスーツ、ゴーグル及びフェイスシールド、ダブル又は手術用手袋、専用靴、シューズカバーなどの COVID-19 予防のための個人用保護具の製造に必要な資本設備、その予備部品及び原材料

“(ii) COVID-19 の治療に特に処方され、直接使用される全ての医薬品、ワクチン及び医療機器、及び、

“(iii) FDA が承認した臨床試験用の COVID-19 治療薬(当該医薬品の製造に直接必要な原材料を含む)。ただし、貿易産業省 (DTI) は、当該装置、予備部品若しくは輸入用原材料が現地で入手できないか、品質上不十分であること、又は、要求される品質又は仕様に沿わないものであることを証明するものとする。ただし、(ii)については、本法の発効後 60 日以内に、また、その後 3 ヶ月毎に、保健省 (DOH) は、本規定の対象となる処方せん医薬品及び医療機器のリストを発行するものとする。また、本号により申請される除外は、適用に応じて内国歳入庁又は税関の事後的監査の対象となる。

“(CC) 前各号に定める商品若しくは資産の販売若しくはリース、又は役務の履行であって、年間総売上高及び/又は受領額が 300 万ペソ超えないもの

第 13 条 改正された 1997 年国家内国歳入法典第 116 条は、以下のとおり改正される。

“第 116 条 付加価値税 (VAT) の免税者に対する課税 — 本法第 109 条 (CC) に基づいて付加価値税の支払いを免除され、付加価値税の登録を受けた者ではない者は、四半期ごとの総売上又は総受取額の 3% に相当する税金を納付しなければならない。ただし、共同組合は、本項に規定する 3% の総受取額に対する課税から除外されるものとし、さらに、2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで、税率は 1% とする。

第 15 条 改正された 1997 年国家内国歳入法典第 290 条は、以下のとおり改正される。

“第 290 条 議会監視委員会 - 議会監視委員会(以下「委員会」という。)は、本法の規定に従って構成される。委員会は、上院及び下院の方法及び手段に関する委員会の委員長と、下院議長及び上院議長が各院からそれぞれ 4 名指名する追加メンバーで構成される。

“委員会は、特に、法令の助けを借りて、以下を行う。

“(1) xxx

“(2) xxx

“(3) xxx

“(4) xxx、及び、

“(5) 財政インセンティブ審査委員会の業務のレビュー

“xxx”

第 16 条 改正された 1997 年国内国歳入法典に第 13 編を新設し、現行の第 8 及び 9 編はそれぞれ番号が振り直されるものとする。新たな第 8 編は、下記のとおりとする。

“第 8 編

“税制上の優遇措置

“第 1 章

“税制上の優遇措置に関する一般規定

“第 291 条 範囲及び対象 — 本編は、本法の対象から特に除外されていない限り、本法に定義されている、又は、関連する全ての既存の投資促進機関を対象とする。

“投資促進機関は、本法の規定により変更された範囲を除き、投資促進機関を管轄する特別の法律に基づき与えられる機能及び権限を維持するものとする。本条の規定にかかわらず、財務省、内国歳入庁及び関税局は、本法及び関連法に基づき規定される各々の権限、権限及び機能を保持するものとする。

“第 292 条 税制上の優遇措置を与える権限の範囲 — 財政インセンティブ審査委員会又は各投資促進機関は、財政インセンティブ審査委員会から委任された権限の下で、登録事業者に付与されるべき本編に定める

適切な税制優遇措置を、戦略的投資優先計画のもと、承認された登録プロジェクト又は事業の範囲内に限り、付与するものとする。

“第 293 条 定義—本編で使用される場合、

“(A) 資本設備とは、登録事業者の登録されたプロジェクト又は事業において直接又は合理的に必要とされる機械、装置及びそれらの主要な構成部品、ツール、装置、アプリケーション又は装置をいう。

“(B) 直接現地雇用とは、登録されたプロジェクト又は事業における商品の生産又はサービスの提供に直接関連する職務を遂行するための、雇用主と従業員の関係に基づく、登録事業者によるフィリピン人の完全かつ適正な雇用をいう。

“(C) 国内仕入とは、登録されたプロジェクト又は事業のもとで商品の生産に直接使用される、国内で製造された商品若しくは国内で生産された原材料の購入、又は製造に組み込まれたサービスとして知られる国内で外部委託されたサービスをいう。国内で生産された商品の場合、当該製品の 50% の価値が付加された場合も、国内で生産されたものとみなす

“(D) 国内市場向け企業とは、輸出企業以外の投資促進機関に登録されている企業をいう。

“(E) 輸出企業とは、個人、パートナーシップ、法人、外国法人のフィリピン支店又はその他のフィリピンの法律に基づき設立され、存在する事業体であって、投資促進機関に登録され、製造、組立又は加工事業に従事し、また情報技術(IT)事業及びビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)事業などのサービスに従事し、直接の輸出、及び／又は製造、組立若しくは加工された商品若しくは I. T. /BPO サービスの他の登録された輸出企業への販売であり、それらが当該輸出企業の最終輸出製品又は輸出サービスを形成するものがその総生産又はアウトプットの最低 70% を占めるものをいう。

“(F) 自由港区とは、通関手続地に隣接する隔離及び警戒区域であって、輸入品が即時の積み替え又は保管のために荷下ろしされ、再梱包、分類、混合、又はその他の作業が輸入関税の対象となることなく行われる、

当該自由港区への、自由港区内での、及び、自由港区から輸出される、法律により明示的に禁止されたものを除く商品の自由な流れ又は移動を確保するために別個の関税区域として運用される区域をいう。ただし、自由港区から国内の非自由港区へのこれらの輸入品の移動は、適用されるすべての内国税及び関税の対象となる。ただし、自由港が別個の関税地域としての資格を有するためには、当該自由港は、その周辺地域に恒久的な関税管理又は税関事務所を有することを要する。

“(H) 投資促進機関とは、法律、行政命令、命令又はその他の発行により創設される、投資の促進、税制及び非税制優遇策の付与及び管理、並びに個々の特別法に従って異なる経済区域及びフリーポートの運営の監督を担当する政府機関をいう。これらには、投資委員会(BOI)、ムスリム・ミンダナオ自治区地域投資委員会(RBOI-ARMM)、フィリピン経済区庁(PEZA)、フィリピン共和国基地転換開発公社(BCDA)、スービック湾首都圏庁(SBMA)、クラーク開発公社(CDC)、ジョン・ヘイ管理公社(JHMC)、ポロ・ポイント管理公社(PPMC)、カガヤン経済区庁(CEZA)、サンボアング経済特区庁(ZCSEZA)、フィビデック工業開発公社(PIA)、オーロラ特別経済特区庁(APEC0)、バターン自由港経済特区庁(AFAB)、観光インフラ及び企業誘致区庁(TIEZA)、及び本法の適用範囲から特に除外されない限り、全てのその他類似の現存する機関及び法律により創設される機関を含む。

“(I) 首都圏とは、メトロセブ及びメトロダバオ、又は、後に国家経済開発庁又は法律又は行政出状によりそのように認定又は分類される地方政府単位をいう。

“(J) 税制優遇措置を管理する他の政府機関とは、法律に基づいて特定の事業体及び／又は個人の分類にあらゆる種類の税制優遇措置を登録又は管理する投資促進機関以外の政府機関をいう。

“(K) その他の登録事業体とは、個人、パートナーシップ、組織、株式会社、外国法人のフィリピン支店、又は、その他フィリピン法に基づき設立され、及び／又は組織され、存在する事業体であって、税制優遇措置を管理する他の政府機関に登録されているものをいう。

“(L) 適格設備投資とは、登録済事業主体のプロジェクト又は事業において、その事業体による商品の製造及びサービスに直接使用される、

耐用年数が1年を超える資本財の取得をいう。

“(M) 登録済事業主体とは、個人、パートナーシップ、組織、株式会社、外国法人のフィリピン支店、又は、その他フィリピン法に基づき組織され、存在する事業体であって、投資促進機関に登録されており、関税仲介業、貨物運送業、運送業、雑用サービス業、警備業、保険業、銀行業その他の金融サービス業、消費者協同組合、クレジット・ユニオン、コンサルタント・サービス、小売企業、レストラン又はその他同様のサービスであって、財政インセンティブ審査委員会によって決定されるその他類似のサービス業を除き、地域内外を問わず、いずれかの投資促進機関により正当に承認又は認可され、経済区域内で得られた所得が改正された1997年国内国歳入法典に基づく課税の対象となるものをいう。

“(N) 研究開発とは、以下の実験的又はその他の関連するプロジェクト又は事業をいう。

“(1) その結果は、現在の知見、情報又は経験に基づいて事前に知ること又は決定することができないものの、体系的な作業の進行により、決定することができるものであって、

“(i) 確立された科学の原理に基づき、及び、

“(ii) 仮説から実験、観察及び評価へと進み、論理的結論へと導くもの

“(2) 新しい若しくは改良された製品、デバイス、プロセス又はサービスの形での新しい知識を含む、新しい知識を生み出す目的のために実施されるもの

“(O) 洗練されたとは、製品又はサービスがその生産又は提供のために高いレベルの技術、人的資本、能力又はノウハウ及びインフラストラクチャーを要求する状態にある状態をいう。

“(P) 洗練とは、フィリピンのような経済によって提供される商品又はサービスに必要な技術、人的資本、能力又はノウハウ及びインフラストラクチャーのレベルをいう。

“(Q) ソース文書とは、書籍、名簿、雑誌、新聞、パンフレット、小冊子、医療記録又はファイル、法的記録又はファイル、取扱説明書、図面、青写真、概要など、情報技術(IT)及び IT 関連産業によって合理的に必要なとされる入力資料及び文書をいう。

“(R) 特別経済区又はエコゾーンとは、別個の税関区域として運営及び管理され、高度に開発された又は、発展する可能性のある農業産業、工業、情報技術又は観光／余暇地域であり、その境界が大統領布告によって固定又は区切られた選択された地域であり、工業団地(IES)、輸出加工区(EPZS)、ICT パーク及びセンター、自由貿易区域を含む特定の地理的地域の中にあるものをいう。ただし、エコゾーンが別個の関税区域としての資格を有するためには、その周辺に恒久的な関税管理局又は税関事務所を有するものとする。また、採鉱が行われる地域は、エコゾーンとして認められないものとする。さらに、ビル、ビル内の特定階、及び階上の特定の区域等の垂直的エコゾーンは、財政インセンティブ審査委員会が決定する最小隣接土地面積を充たす必要がある。また、

“(S) 訓練とは、登録済みプロジェクト又は事業における物品の生産又はサービスの提供に直接関連し、技術的性質を有するフィリピン人従業員に対して提供される講座、カリキュラム、認定又はモジュールであって、特に機械、工作、科学の分野に従事する従業員の特定の技能若しくは実務知識、若しくは登録済みプロジェクト若しくは事業における特定の地位若しくは職務の実践的な科学、又は、バリューチェーンを強化するための準備を開発又は改良するものをいう。

“第2章

“税及び関税の優遇

“第294条 優遇 — 第295条及び第296条の利用可能期間に従い、それぞれ、下記の種類の税制上の優遇措置が登録されたプロジェクト又は活動に対して付与される。

“(A) 所得税免税(ITH)

“(B) 特別法人所得税(SCIT)率 — 輸出企業に対しては、すべての国税及び地方税に代わる、2020 年 7 月 1 日時点において有効な得られた総所得に基づく 5%の税率

“特別法人所得税の適用期間は本法第 296 条 (A) 及び (B) に定める条件によるものとする。

“ただし、適用ある場合、地方政府機関及び当該機関を管轄する特別法に基づく投資促進機関の取り分は、遵守されるものとし、それぞれの取り分の減少につながらないものとする。

“(C) 追加控除(ED) — 輸出企業及び国内市場向け企業に対しては、以下が控除として許可される。

“(1) 事業体の商品の生産及びサービスのために取得した資産の減価償却費(適格資本設備) - 建物について、10%の追加控除及び機械・装置について、20%の追加控除

“(2) 対象課税年度に発生した労働費用について 50%の追加控除

“(3) 対象課税年度に発生した研究開発費について 100%の追加控除

“(4) 対象課税年度に発生した研修費用について、100%の追加控除

“(5) 対象課税年度に発生した国内投入費用について、50%の追加控除

“(6) 対象課税年度に発生した電力費について、50%の追加控除

“(7) 製造業に対する再投資費用の控除 - 製造業を営む登録企業が戦略的投資優先計画に記載されているプロジェクト又は活動のいずれかに未分配利益又は剰余金を再投資する場合、再投資額の最大 50%が、当該再投資の時点から 5 年間、課税所得からの控除として認められるものとする。及び、

“(8) 追加繰越純営業損失 (NOLCO) – 総所得からの控除として以前に相殺されなかった、事業開始から 3 年以内に登録されたプロジェクト又は活動から生じた純営業損失は、当該損失が生じた年度の翌年から連続する 5 課税年度につき、総所得からの控除として繰り越し可能とする。

“(D) 資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品の輸入関税の免除、及び、

“(E) 輸入にかかる付加価値税 (VAT) の免除、及び、国内仕入れにかかる VAT ゼロレート

“第 295 条 適用の条件 — 前条の税制上の優遇措置は、次の各号に定めるところによる。

“(A) 所得税免税の適用後に特別法人税率又は追加控除が適用されるものとする。

“(B) 輸出企業の選択により、特別法人税率又は追加控除が付与される。ただし、追加控除が特別法人税と同時に付与されることはないものとする。

“各追加控除の適用は、以下の条件に従わなければならない。

“(1) 事業体の商品の生産及びサービスのために取得した資産の減価償却(適格資本設備)は、管理その他のサポート・サービスを除く登録事業体の商品の生産及びサービスに直接関連する資産について認められるものとする。

“(2) 労働費用の追加控除には、管理職、管理、間接労働及びサポート・サービスに要した給与、賃金、福利厚生及びその他の人件費は含まないものとする。

“(3) 研究開発費の追加控除は、登録された事業体のプロジェクト又は活動に直接関連する研究開発にのみ適用されるものとし、フィリピン人従業員の給与及び消耗品の支払い並びに現地の研究開発機関への支払いに発生する現地支出に限定されるものとする。

“(4) 訓練費用の追加控除は、登録事業体の商品及びサービスの生産に直接従事するフィリピン人従業員に与えられた戦略的投資優先計画に基づく投資促進機関の承認を受けた研修に適用されるものとする。

“(5) 国内投入費用の追加控除は、登録事業体の輸出プロジェクト又は活動に直接関連し、実際に使用される国内投入費用にのみ適用されるものとする。

“(6) 電力費の追加控除は、登録されたプロジェクト又は活動に使用された電力にのみ適用されるものとする。

“(7) 製造業に対する再投資費用の控除は、戦略的投資優先計画において決定されるものとする。

“(C) 関税免税は、登録事業者による登録されたプロジェクト又は活動において直接かつ独占的に使用される資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品の輸入にのみ適用される。ただし、以下の条件が遵守されることを条件とする。

“(1) 資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品は、直接かつ合理的に必要であり、登録された事業体の登録されたプロジェクト又は活動直接費用の一部として独占的に使用されるものであり、十分な数量又は同等の品質及び妥当な価格で国内で生産又は製造されていないものであること。それらの使用を最大限にするための、登録されていないプロジェクト又は活動における当該資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品の一時使用については、投資促進機関の事前承認を得るものとする。ただし、かかる部分に関する税金及び関税が、該当する資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品について非登録プロジェクト又は活動における使用率に比例して支払われることを条件とする。資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品が輸入日から5年以内のいずれかの時点で、登録されていない事業者のプロジェクト又は活動に使用される場合、登録された事業体は、まず、関係する投資促進機関の事前承認を求め、輸入時に支払われなかった税金及び関税を支払うものとする。また、

“(2) 投資促進機関による許可が当該資本設備、原材料、スペアパ

ーツ又は付属品の輸入前に登録事業体により取得されていること

“輸入日から最初の 5 年以内においては、本法に基づき税金及び関税免除が付与された資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品の売却、移転又は処分の前に、投資促進機関の許可を取得しなければならず、また、以下の場合に限り許可されるものとする。

“(a) 輸入資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品の関税諸税免除を受ける別の事業体に対して行われる場合

“(b) 輸入資本設備、原材料、スペアパーツ、又は付属品に関する関税諸税免除を受けない他の事業者に対して行われる場合であって、売却される資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品の正味帳簿価額に基づいて税金及び関税が支払われたとき

“(c) 汚染の軽減及び管理のために要求される資本設備、原材料、スペアパーツ、付属品、ソース文書その他の輸出の場合

“(d) 技術的陳腐化が証明された資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品、又は、

“(e) TESDA、州立大学(SUC)、DepEd 及び CHED 認定校への寄付。ただし、当該寄付は贈与税を含む輸入関税諸税及び税金が免除されるものとする。

“ただし、登録された事業体が前述の輸入品を事前の承認なしに売却、譲渡、又は処分する場合、登録された事業体及び買主、譲受人又は譲受人は、連帯して、当該輸入に際して支払われるべきであった関税免税額の 2 倍を支払う義務を負う。ただし、輸入日から 5 年後に行われる資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品の売却、移転又は処分については、登録された事業体が投資促進機関に事前に通知することを条件とする。さらに、資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品の売却、移転又は処分が、投資促進機関に対する通知を行った上で輸入日から 5 年後に行われた場合であっても、当該登録された事業体は、そのいかなる登録の条件に違反したときは、依然として、当該資本設備、原材料、スペアパーツ又は付属品の正味帳簿価額に基づいて関税を支払う責任を負う。

“(D) 輸入にかかる付加価値税(VAT)の免除、及び、国内仕入れにかかる VAT ゼロレートは、登録された事業体による登録されたプロジェクト又は活動において直接かつ独占的に使用される商品及びサービスにのみ適用される。

“前述の規定にかかわらず、登録されていないプロジェクト又は活動から生じた販売売上及び収入には、本法に基づき適切な税金が課されるものとする。

“(E) いかなる法律が反対の定めをしている場合であっても、COVID-19 ワクチンの輸入は、保健省又は食品医薬品局が発行する承認又は許可に基づいて、輸入関税、税金及びその他の手数料を免除されるものとする。

“(F) フィリピン関税地域及び/又は関税近代化及び関税法の別称で知られる共和国法第 10863 号に定義される自由区における再販売のために、石油小売業者自由化法の別称で知られる共和国法第 8479 号に定義される石油製品を直接輸入する者は、前述の税及び関税インセンティブを受ける権利を有さず、本法に基づき課される適切な税の対象となるものとする。

“あらゆる別段の定めを行う法律に関わらず、登録された事業体を含む、あらゆる者による石油製品の輸入は、フィリピンの関税地域及び/又は関税近代化及び関税法の別称で知られる共和国法第 10863 号に基づき定義される自由区への輸入の際に、関税近代化及び関税法の別称で知られる共和国法第 10863 号及び本法に基づきそれぞれ定められる適用される関税及び税の支払いの対象となるものとする。

“ただし、輸入業者は、関税近代化及び関税法の別称で知られる共和国法第 10863 号及び本法に基づき、関税近代化及び関税法並びにその他の特別法に定める期間内の石油製品の直接又は間接の輸出、及び/又は関税近代化及び関税法並びにその他の特別法に基づくその他の免税販売について、適用される関税及び税金の払戻し請求を申請することができる。

“さらに、その後燃料を輸出する輸入業者は、燃料記録プログラムの

適切な規則に従い、関税近代化及び関税法の別称で知られる共和国法第 10863 号及び本法に基づき適用される関税及び税の払戻しを申請することができる。

“(G) 国内の精製所で精製されることを意図した原油は、実際に精製プロセスを受けたときに減少し、石油製品に変換されなかった分量を含み、輸入時に課される適用される関税及び税金を免除されるものとする。

“ただし、石油製品に適用される関税及び税金は、原油が適用のある関税及び税金の支払いがなされることなく精製所から引き揚げられないことを確実にするため、関税局及び内国歳入庁が定める規則に従って、輸入された原油から生産された石油製品の引き揚げ時にのみ支払われるものとする。

“雇用創出を業績コミットメントに含む登録された事業体は、実行可能な範囲内で雇用水準を維持するものとし、雇用の減少又は雇用創出のための実績コミットメントが満たされていない場合、登録された事業体は、それぞれ投資促進機関及び財政インセンティブ審査委員会に対し、その理由を提出しなければならない。

“第 296 条 利用可能期間 — 登録された事業体による優遇措置の利用期間は、次のとおりとする。

“(A) 輸出企業に対して：所在地及び本条に規定される産業の優先順位に応じて 4 から 7 年の所得税免税、及び、それに続く 10 年間の特別法人税率又は追加控除

“本法に基づいて登録された適格拡張又は全く新しいプロジェクト又は事業は、戦略的投資優先計画に規定された資格及び業績評価委員会による業績評価に基づいて、インセンティブ及びその有効期間を利用する資格を有することができる。ただし、本法の発効前からの既存の登録されたプロジェクト又は事業は、戦略的投資優先計画に定める基準及び条件に従い、本法に基づき付与された一定期間のインセンティブを登録し、利用する資格を有することができる。

“(B) 戦略的投資優先計画において国内市場向け企業に対しては、

特別法人所得税が課税された後 4 から 7 年間の所得税免税、及び、それに続く 5 年間の追加控除

“本法に基づいて登録された適格拡張又は全く新しいプロジェクト又は事業は、戦略的投資優先計画に規定された資格及び業績評価委員会による業績評価に基づいて、インセンティブ及びその有効期間を利用する資格を有することができる。ただし、本法の有効化以前からの既存の登録されたプロジェクト又は事業は、戦略的投資優先計画に定める基準及び条件に従い、本法に基づき付与された一定期間のインセンティブを登録し、利用する資格を有することができる。

“前述の優遇措置の利用期間は、戦略的投資優先計画及びその対応するガイドラインに別段の規定がない限り、登録日から 3 年以内の、税制優遇措置を利用する登録された事業体の実際の営業開始から開始するものとする。ただし、

“第 311 条(C)に基づく過渡的期間の満了後は、本法の発効前に登録された輸出企業は、戦略的投資優先計画に定められた条件及び資格並びに財政インセンティブ審査委員会による業績レビューを条件に、本条に基づき規定された期間と同じ期間、第 294 条(B)に基づき付与された優遇措置を再申請し、利用する選択権を有する。

“本条の目的上、カテゴリーの決定は、登録されたプロジェクト又は事業の所在地及び産業の両方、及び戦略的投資優先計画に定義されるその他の関連要因に基づくものとする。

“登録されたプロジェクト又は事業の所在地は、開発のレベルに従って以下のとおり優先順位付けされるものとする：(1) 首都圏、(2) 大都市圏又は首都圏に隣接する地域、(3) その他のすべての地域。大都市圏は、国家経済開発局が決定する。

“登録されたプロジェクト又は事業の産業は、戦略的投資優先計画において指定された国家産業戦略に従って優先順位をつけなければならない。戦略的投資優先計画は、各 Tier の適用範囲を定義し、適格事業と認定されるための条件を定めるものとする。

“(1) Tier I には、(i)雇用創出の可能性が高い事業、(ii)市場の失敗により、基本的な商品やサービスの提供が不十分なセクター、(iii)イノベーション、改良若しくはバリューチェーンの革新を通じて価値創造を生み出す事業、(iv)産業の発展に必要なセクターに必要な不可欠な支援の提供又は、(v)潜在的な比較優位のための振興事業が含まれる。

“(2) Tier II には、現地では生産されていないが、原油の精製を含む、産業開発及び輸入代替に不可欠な供給品、部品及びコンポーネント、並びに中間サービスを生産する事業が含まれる。

“(3) Tier III 事業には、(i)明らかに重要な付加価値をもたらしたり、生産性の向上、効率の向上、科学と健康の飛躍的進歩を通じて高給の仕事をもたらす研究開発、(ii)フィリピンで登録若しくは認可された新しいノウハウ及び知的財産の生成、(iii)登録された事業体が所有若しくは共同して所有する特許、意匠、著作権及び実用新案の商品化、(iv)高度に技術的な製造、又は(v)経済の構造的変革に不可欠であり、かつ、相応の進歩が必要な事業が含まれる。

“所在地と戦略的投資優先計画にて定められた産業の両方の優先順位の組み合わせに基づく優遇措置の適用期間は、以下のとおりとする。

“輸出企業の場合：

所在地／ 産業階層	Tier I	Tier II	Tier III
首都圏	4 年間の ITH+ 10 年間の ED/SCIT	5 年間の ITH+ 10 年間の ED/SCIT	6 年間の ITH+ 10 年間の ED/SCIT
大都市圏又は首都圏に隣接する地域	5 年間の ITH+ 10 年間の ED/SCIT	6 年間の ITH+ 10 年間の ED/SCIT	7 年間の ITH+ 10 年間の ED/SCIT
全てのその他の地域	6 年間の ITH+ 10 年間の ED/SCIT	7 年間の ITH+ 10 年間の ED/SCIT	4 年間の ITH+ 10 年間の ED/SCIT

“国内市場向け事業の場合：

所在地／	Tier I	Tier II	Tier III
------	--------	---------	----------

産業階層			
首都圏	4 年間の ITH+ 5 年間の ED	5 年間の ITH+ 5 年間の ED	6 年間の ITH+ 5 年間の ED
大都市圏又は首都圏に隣接する地域	5 年間の ITH+ 5 年間の ED	6 年間の ITH+ 5 年間の ED	7 年間の ITH+ 5 年間の ED
全てのその他の地域	6 年間の ITH+ 5 年間の ED	7 年間の ITH+ 5 年間の ED	7 年間の ITH+ 5 年間の ED

“上記の Tier により提供された優遇措置に加え、大統領府が決定した武力紛争又は大災害から復興している地域に所在する登録された事業体のプロジェクト又は事業に対しては、さらに 2 年間の所得税免税を受ける権利を有するものとする。

“本法の発効前に登録されたプロジェクト若しくは事業、又は本法にて提供される優遇措置のもとで優遇措置の適用期間中に、首都圏から完全に移転する場合、さらに 3 年の所得税免税を受ける権利を有するものとする。ただし、当該追加の優遇措置は事業の移転の完了時から開始される。

“本法に定める産業及び地域の優先順位付けは、戦略的投資優先計画に従って、本法第 300 条の基準に基づき 3 年ごとに、又は例外的な状況においては、状況や危機に対応するため、若しくは、対象となる特定の産業への多額の投資を誘引するため、見直し及び改訂が行われる。

“第 3 章

“財政インセンティブ審査委員会

“第 297 条 財政インセンティブ審査委員会の機能拡大 — 改正された大統領令第 776 号に基づいて設置された財政インセンティブ審査委員会の機能及び権限は、以下のとおり拡大される。

“(A) 投資促進機関及び税制優遇措置を管理する他の政府機関による税制優遇措置の管理及び付与に関する政策立案及び監督機能の行使。特に、財政インセンティブ審査委員会は、以下を行う。

“(1) 税制優遇措置を利用するための条件として、目標業績評価基準の決定

“(2) 税制優遇措置の管理及び付与並びに税制優遇措置を付与する権限の撤回、停止又は取り消しなどを含み、これに限られない制裁の賦課に関し、税制優遇措置を管理する他の政府機関の遵守状況の確認及び監査

“(3) 垂直的経済区が遵守すべき最小限の隣接土地面積の決定

“(4) 費用便益分析(CBA)を用いて経済への影響及び合意された業績目標が達成されているか否かを判断するなどの投資及び非投資税制優遇の定期的なモニタリング及び評価の実施、並びに、

“(5) 必要に応じて、登録された事業体の利用可能条件の遵守、特に合意された目標業績評価基準、本法の規則及び規制、及びその他の関連する法律又は通達の確認及び検証

“(B) 投資促進機関の推薦に基づき、登録されたプロジェクト又は事業の範囲内での、税制優遇の付与の承認又は否認。ただし、税制優遇措置の申請は、費用便益分析に付随するものとする。さらに、財政インセンティブ審査委員会は、申請に基づき費用及び便益の計算を認めるための税制優遇措置の適用に関するデータ要件を規定するものとする。さらに、投資資本が10億ペソ以下の登録されたプロジェクト又は事業に対する税制優遇の付与は、税制インセンティブ審査委員会から登録されたプロジェクト又は事業の範囲内で関連する投資促進機関に対して委任される。さらに、財政インセンティブ審査委員会は、10億ペソの閾値額を増額することができる。

“(C) 政府所有又は支配の法人、機関又は機構及び州立大学に対する税制補助金申請の承認。

“この目的のために、他の政府機関は、申請書、文書、記録、帳簿、又は他の関連若しくは資料の完全な提出を保証する。

“(D) 災害及び紛争終了後の回復の期間中及び、中期開発計画に従

って財政インセンティブ審査委員会が定める、多くの階層及び企業を引きつける必要があり、国家の基幹産業の成長を促進すべき領域につき、場所特定の戦略的投資計画の作成。財政インセンティブ審査委員会は、第 297 条と同じ手続きに従い、場所特定の戦略的投資計画を策定し承認し、大統領に優遇措置を提言することができる。

“(E) 合意された業績コミットメントの非遵守を含み、これに限定されない、財政的優遇措置の付与のために課されたいかなる条件についての重大な違反のため、自らの意思決定又は投資促進機関の推薦に基づき、登録された事業体に対する財政的優遇措置の適用の取消、停止又は撤回、並びに、優遇措置の取り消し、停止又は撤回を受けた登録された事業体に対する、関連する収納機関への、利用可能年度の初年度から支払いが必要となる税金及び関税の査定及び徴収の促進

“(F) 税制補助金の付与に際して課されたいかなる条件、又は本法の規定若しくは適用ある規則の違反を理由とする、政府所有又は支配の法人、機関又は機構及び州立大学に対する税制補助金適用の取消、停止、若しくは撤回、並びに、必要に応じて、かかる期間に対する、関連する収納機関への支払い義務を負う、命令がある場合には罰金又は反則金を含む、税金並びに賦課の査定及び回収の促進

“(G) 投資促進機関及び税制優遇措置を管理する他の政府機関に対する、承認された投資及び付与された優遇措置の概要、及び会社又は事業体レベルでの税制優遇措置及び利益のデータを定期的に又は要求に応じて、財政インセンティブ審査委員会の審査並びに監査機能への入力としての提出、及び税制優遇措置の受領者の業績評価の提出の要求。この目的のため、財政インセンティブ審査委員会は、優遇の対象となる輸出並びに国内消費向けの登録された製品及びサービスのマスターリストを維持するものとする。ただし、上記事項の遵守の促進のため、貿易産業省は、関係規制機関と連携し、登録された事業体に対して、国内又は外国の顧客に提供されるサービスの種類、国内で製造される製品の種類、輸入され国内で販売される製品及び輸出される製品について、登録及び報告を行わせる。

“(H) 企業ごとの、ベネフィットデータを含む、税制優遇の金額、税金の支払い及びその他の関連情報を含むデータの定期的な発行

“(I) 税制優遇措置を管理する他の政府機関、政府所有又は支配の法人、機関又は機構又は、州立大学及び地方公共団体からの文書、記録、帳簿、その他税制補助金の承認、廃止、猶予、撤回若しくは失効、若しくは税制補助金の供与に関する条件若しくは本法のいずれかの条項に違反した場合の罰則の課税に起因する問題の解決又は本法の条項に関連する重要なデータの収集、召喚、検討、調査及び受領

“(J) 予算編成プロセスの一環として、本法の執行に関する政策及び行動を敷衍し、税制優遇政策及び税制優遇の承認に関する推奨を含む年次報告書の大統領府への提出

“(K) 自らの判断又は投資促進機関の推奨に基づき、所定の聴聞の後、本法に基づく税制優遇又は税制補助金の承認、非承認、取消、停止、撤回又は没収に関する問題についての判断。財政インセンティブ審査委員会は、財政インセンティブ審査委員会が決定のために提出された問題につき宣言した日から 90 日以内に問題につき決定する。財政インセンティブ審査委員会の決定により不利な影響を受けた事業体は、不利な決定の受領から 30 日以内に、税金控訴裁判所に上訴することができる；

“(L) 本条の意図及び規定を実施するために必要な規則及び規制の公布

“(M) 高度に有用なプロジェクト又は非常に特定の産業活動に対する、戦略的投資優先計画に従い、また、(a) 財政インセンティブ審査委員会により承認された便益費用分析、並びに(b) 開発予算調整委員会による今後の国家支出計画における導入決議を通じて暫定的に承認された支出予算の計画及び金額を含む資金源に基づく、適切な非財政的優遇措置の付与についての大統領に対する推奨

“(N) 輸入依存度を低下させ、輸出されたか消費されたかを問わず、生産される製品と提供されたサービスの多様化及び高度化を促進し、国内市場需要に対応するための、国内サプライチェーンの発展及び拡大のための政策の採択

“(O) 本法及び財政インセンティブ審査委員会に追加機能を付与したその他の法律の目的を達成するために必要又は付随するその他すべて

の権限の行使

“前述の規定にかかわらず、立法府を通じて付与された税金及び賦課に関する優遇は、税制優遇及び補助金の審査、取消、停止又は撤回に関する前述の拡大された財政インセンティブ審査委員会の権限から除外されるものとする。

“第 298 条 財政インセンティブ審査委員会の構成 — 財政インセンティブ審査委員会は、以下のように構成されるものとする。

“議長 — 財務大臣

“副議長 — 貿易産業大臣

“委員 — 大統領府官房長官

— 予算管理大臣

— 国家経済開発長官

“委員会は、主要なサポートユニットとして機能し、割り当てられる機能を実行するために技術委員会を設置するものとし、以下から構成されるものとする：

“議長 — 財務副大臣

“委員 — 大統領府官房副長官又は副秘書官

— 貿易産業副大臣及び投資委員会マネージングヘッド
又は貿易産業次官補

— 予算管理副大臣又は次官補

— 国家経済開発庁副長官又は次官補

— 内国歳入庁長官又は次官

- － 関税局長又は次長
- － フィリピン競争委員会委員長又は副委員長
- － 投資促進機関の長官又は議長又は管理者。ただし、投資促進機関の代表者の委員会及び意思決定の過程への参加は、自らの投資促進機関の事項に関するものに限る。

“事務局　－　事務局は、財務次官補を長とし、国税調査センターがスタッフとなるものとする。

“第 299 条　構成と人員配置パターン　－　財政インセンティブ審査委員会の拡大された機能を支援するため、国税調査センターは、その事務局として、3 つの追加グループ、すなわち、財政インセンティブ管理グループ、監視評価グループ及び、法務グループを創設する。各グループは、副部長を長とする少なくとも 2 つの部で構成される。既存の国税調査センターの管理及び財政部門は、副部長を長とする 1 つのグループに転換され、財務、人的資源管理及び開発、一般サービス、管理及び情報システムの 4 つの部門から構成される。

“ただし、財政インセンティブ審査委員会事務局は、予算管理部門の承認を条件として、その内部組織及び人員配置パターンを作成し、必要な及び将来的に必要となると思われるサービス、部門及びユニットを創設することができる。ただし、最終的に、本条は、投資促進機関の既存の組織構造及び人員配置パターンを変更するものではなく、またそれぞれの組織構造及び人員配置パターンを維持又は決定する権限に影響をあたえるものでもない。”

“第 4 章

“税制優遇措置の適格プロジェクト又は事業

“第 300 条　戦略的投資優先計画　－　投資委員会は、財政インセンティブ審査委員会、投資促進機関、税制優遇措置を管理する他の政府機関、及び民間部門と調整の上、承認のために大統領に提出される戦略的投資優

先計画を作成する。これには、国内外のバリューチェーンに供給することができる、特に零細・中小企業(MSME)の現地企業のプールを増進する高技能の雇用を創出し、国内で生産され、及び/又は国内で調達される製品並びにサービスの高度化を促進し、国内供給を拡大し、輸入依存度を低下させ、多額の外国からの資本又は投資を魅了するために必要な非財政的支援の種類に関する推奨が含まれる。戦略的投資優先計画は、3年間有効とし、それ以前にその見直しを必要とする事由が生じない限り、その後3年ごとに見直し及び修正を行うものとする。

“戦略的投資優先計画には以下が含まれる。

“(A) フィリピン開発計画若しくは同等の政府プログラム、又はその他の政府プログラムに含まれる優先プロジェクト又は事業であって、以下のいずれかが考慮される。

“(1) 実質投資額

“(2) 特に未発展地域における相当程度の雇用創出

“(3) 相当量の純輸出

“(4) 近代的、先進的又は新技術の利用

“(5) 持続的な開発目標の達成に資し、十分な環境保護システム及び持続可能な戦略を含み、これに限定されない、持続的な開発目標の達成に資するプロセス及びイノベーション

“(6) サプライ又はバリューチェーンにおける失われたリンク及びその他のギャップへの対処、又は、その他バリューチェーン若しくは商品階層を押し上げるもの

“(7) 市場競争力の促進

“(8) より洗練された製品及びサービスを生産し提供するフィリピン企業及び専門職の能力の促進

“(9) フィリピンの食料の安全への貢献並びに農業及び漁業セクターの所得増加、又は、

“(10) 国内における地域的及び世界的な活動を促進するサービス及び事業

“(B) 第 296 条の所在地及び産業階層の範囲、並びに、

“(C) 第 294 条(C)に基づく追加控除の付与の条件

“戦略的投資優先計画に含まれる可能性のあるすべてのセクター又は産業は、長期的な成長及び持続可能な開発を促進するに当たり、当該業界又はセクターの適切性及び可能性並びに国家の利益を判断するために、評価プロセスを受けなければならない。いかなる場合においても、セクター又は業界は、正式な評価プロセス又は報告書によって裏付けられていない限り、戦略的投資優先計画に含まれないものとする。

“プロジェクト又は事業は、特定のセクター若しくは業界の特定の資格要件又は条件、及び財政インセンティブ審査委員会との調整のもと投資委員会が決定するその他の制限を遵守しなければならない。

“いかなる場合においても、投資促進機関は、プロジェクト又は活動が戦略的投資優先計画に記載されていない限り、申請を受理してはならない。戦略的投資優先計画に記載されていないプロジェクト又は活動は自動的に不許可となる。

“第 301 条 優遇措置を付与する大統領の権限 — 第 295 条及び第 296 条の規定にかかわらず、大統領は、国家経済開発の利益のため、財政インセンティブ審査委員会の推奨に基づき、高価値の雇用を創出し、経済活動を多様化する新産業を構築し、多額の国内外の資本投資を誘引する定義された開発戦略及び当該活動又はプロジェクトの財政要件に基づき、非常に望ましいプロジェクト又は特定の産業活動のために、財政インセンティブ審査委員会が推奨する最大優遇レベルを条件として、本法に基づき提供される優遇措置利用の内容、期間又は方法を修正し、適切な財政支援の策定を行うことができる。ただし、所得税免税の付与は 8 年を超えないものとし、その後は 5%の特別法人税率が付与されるものとする。さらに、

優遇付与の総期間は 40 年を超えないものとする。

“財政インセンティブ審査委員会は、プロジェクト又は活動が非常に望ましいか否かの判断に当たり、政府が当該投資から得る利益が明確かつ確実であり、付与される優遇の費用を遙かに上回るものか否かを判断する。

“本条に基づく大統領による権限の行使は、以下の条件が充たされたとする財政インセンティブ審査委員会からの積極的な推奨に基づくものとする。

“(1) 当該プロジェクトが、明確なビジネス・アプローチを持ち、高度なレベルの洗練性とイノベーションを備えた包括的な持続可能な開発計画を有すること、及び

“(2) 最低投資資本額が 500 億ペソ又はこれに相当する米ドル建て、又は、資格証明書の発行から 3 年以内に、最低 1 万人の直接地域雇用が創出されること。

“ただし、当該数値は、国際的な基準又はその他経済指標を考慮した財政インセンティブ審査委員会による定期的な見直しの対象となる。さらに、プロジェクトが経済への想定されたインパクト及び合意された業績目標を実質的に達成できなかった場合、財政インセンティブ審査委員会は、適切な聴聞並びに合意された業績目標及びアウトプットを実質的に遵守する適切な機会を与えた上で、税制優遇若しくは財政支援パッケージ、又は優遇措置利用の修正された期間若しくは方法の取消を大統領に勧告するものとする。

“本条において、財政支援には、土地利用、水利配分、電力供給、及び年間一般支出法に基づく予算支援規定などの政府資源の利用が含まれる。

“大統領の本権限は、投資家支援のために追加的に公共部門の支出が命ぜられる場合においては、開発予算調整委員会の助言により、大統領が想像できない財政赤字を宣言し、その結果として、地方公共団体に対する義務的な歳入配分及び国家経済開発局による主要な公共投資計画に対する予算を含み、これに限定されない主要な予算上の義務についてさえ完全

に行い得なくなった事業年度においては停止される。

“先の条項にかかわらず、立法府を通じて付与された税及び関税の優遇は、税制優遇及び補助金を見直し、撤回、停止又は取消す大統領の前記の権限から除外されるものとする。

“第 302 条 戦略的投資優先計画の修正 — 公表要件及び投資優先順位の設定の基準に従って、投資委員会は、戦略的投資優先計画に追加分野を含め、投資区域の宣言のいかなる条件を変更し、また、当該プロジェクト又は活動が戦略的投資優先計画の有効性の範囲内で優先順位に達していないと判断した場合、戦略的投資優先計画上のプロジェクト又は活動を一時的に中止することができる。”

“第 303 条 公表 — 戦略的投資優先計画の全部若しくは一部の承認、又はその修正の承認がなされた際、当該計画又はその修正は、投資の区域を特定し、宣言して、少なくとも 1 以上の全国に流通している新聞又は官報にて公表されるものとする。ただし、既存の戦略投資優先計画の当該分野はすべて、修正又は削除の公表まで、申請を受け付けるものとする。”

“第 304 条 税制優遇措置に関する登録された事業体の資格 — 税制優遇措置の審査及び付与のため、登録された事業体は、以下を行わなければならない。

“(A) 戦略投資優先計画に含まれるプロジェクト又は事業に従事していること

“(B) 合意された期間経過後、目標業績基準を充たしていること

“(C) 企業が行う各登録プロジェクト若しくは事業の投資、収益、費用及び利益又は損失が、当該企業全体の総投資、収益、費用及び利益若しくは損失から分離して特定される適切な会計システムを導入するか、又は投資促進機関が要求する場合、各登録プロジェクト又は事業に対して別個の法人を設立すること

“(D) 本法第 237 条及び第 237(a)条に従い、E-RECEIPTING 及び E-SALES の要求事項を遵守すること

“(E) 当該組織及び関連当事者の実質的所有権に関する年次報告書を提出すること

“第 5 章

“税制優遇措置の管理及び透明性

“第 305 条 税務申告書の提出及び税務優遇措置報告書の提出 - 課税対象か免税かを問わず、すべての登録事業者及びその他の登録事業体は、内国歳入庁の税務申告及び納税の電子システムを使用して、改正された 1997 年国家内国歳入法典に規定された期限までに納税申告書を提出し、納税義務を履行することが要求される。ただし、納税義務を履行するために、電子システムへのアクセスを有さない法人及びその他の登録事業体は、それぞれの収益地区の事務所に提出するものとする。

“投資促進機関及び税制優遇措置を管理するその他の政府機関により管理される税制上の優遇措置を利用する登録された事業体及びその他の登録企業については、各自の投資促進機関又は税制優遇措置を管理する他の政府機関に対して、税務申告書の申請及び税金の支払いに関する法律上の期限から 30 暦日以内に、本法第 294 条及び関連する投資促進機関又は税制上の優遇措置を管理する他の政府機関の特別法並びにそれぞれの法律に定められた、収入を基礎とする税制優遇措置、VAT 免除及びゼロレート、関税免除、所得税課税標準の控除、クレジット又は除外、及び地方税の免除に関する年次税制優遇報告書、並びに、承認された及び実際の投資額、外国人及び現地労働者の職務の質及び雇用についての情報を含む、承認された及び実際の雇用のレベル及び雇用創出、承認された及び実際の輸出入、国内仕入、利益及び配当の支払い、全ての支払われ、源泉徴収され及び先払いされた税金を含み、これらに限定されない情報を含む完全な年次給付報告書を提出しなければならない。但し、報告書の写しは、同時に、財政インセンティブ審査委員会に電子形式で提出されるものとする。

“投資促進機関及び税制優遇措置を管理するその他の政府機関は、関係する税務申告に関する法定の期限の終了日から 60 暦日以内に、内国歳入庁に対して、税制優遇報告書を提出した登録された事業体及びその他登録企業のリストに基づき、それぞれ税制優遇報告書を提出しなければならない

ない。ただし、共和国法第 10963 号又は“TRAIN 法”第 3 条の報告義務は本条により充たされたものとする。

“先述の税制優遇報告書の詳細は、本法の実施規則に定める。

“前記の規定は、改正された 1997 年国家内国歳入法典及び、税関近代化及び関税法の別称で知られる共和国法第 10863 号及びその改正に規定される所定の期間内であれば、内国歳入庁及び関税局による税務責任を査定又は監査する権利に影響するものではない。

“第 306 条 税制優遇措置のモニタリング、評価及び報告 - 別段の規定を行う法律にもかかわらず、内国歳入庁及び関税局は、(a) 税務申告書及び輸入申告書に反映された、登録された事業体及びその他の登録企業のすべての税務及び関税優遇措置、並びに、(b) 内部歳入庁及び関税局により評価され、決定された実際の税及び関税優遇措置を財務省に提出するものとする。

“財務省は、付与された税制優遇措置のモニタリング及び分析のために、単一のデータベースを維持しなければならない。

“財政インセンティブ審査委員会は、財務省、投資促進機関、税制優遇措置を管理するその他の政府機関、登録された事業体及びその他の登録企業から全ての税制優遇措置及び給付のデータを体系的に収集及び保管するとともに、合意された業績目標及び意図された結果が達成されたかどうかを判断するために、企業に対して付与された優遇措置の過程、成果及びインパクトにつき評価する義務を負う。評価の方法には、費用便益分析の実施又はその他のプロセス及び影響評価の方法を含む。ただし、本法の適用上、費用便益分析という用語は、税制優遇措置に関連する純便益又は費用を計算するための、年次税制優遇措置報告書、年次給付報告書、及びその他の関連情報源に基づく、税制優遇措置から得られる総便益に対する税制優遇措置付与の総費用の体系的な評価のことをいう。

“監視及び透明性の目的のため、財務省は、企業ごと、登録されたプロジェクト及び活動ごとに、セクター及び産業ごとに整理された形で、予算管理局 (DBM) に対して (1) 登録された事業体及びその他の登録企業が利用した税制優遇措置の金額、(2) 当年度の直前の税制優遇措置の請求額の

見積もり、(3) 当年度に設定された税制優遇措置、及び、(4) 翌年度に想定される税制優遇措置を提出するものとする。

“前記のデータは、税制優遇情報 (TII) 部門として知られる支出及び財源の年間予算 (BESF) に DBM により反映されるものとする。ただし、税制優遇措置情報には財務省並びに関連する投資促進機関及び税制優遇措置を管理するその他の政府機関への提出に基づき、セクターごと、投資促進機関又は税制優遇措置を管理するその他の政府機関ごと、及び税制優遇措置の種類ごとの、登録された事業体及びその他登録企業が利用する優遇措置に関連する企業ごとのデータが含まれるものとする。さらに、費用便益分析は、財政インセンティブ審査委員会により会社レベル毎に公表されるものとし、報告書は、毎年、大統領及び国会に提出されるものとする。

“第 307 条 税制優遇措置インパクト評価の実施 — 財政インセンティブ審査委員会は、税制優遇措置がフィリピン経済及び関連セクターに与える影響を判断するため、投資及び非投資優遇措置に関する費用便益分析等のインパクト評価を行うものとする。

“この目的のために、財務省、投資促進機関及びその他の税制優遇措置を実施する政府機関のすべての長は、財政インセンティブ審査委員会に対して、機械可読形式で、企業ごと、登録されたプロジェクト又は事業レベルごとに、以下を提出するものとする。

“(1) 登録された事業体及びその他の登録企業の提出に基づく税制優遇措置に関するデータ、並びに、

“(2) その他の投資及び非投資関連データ

“第三者政府機関は、自ら又は財務インセンティブ審査委員会の要請に基づき、委員会のインパクト評価の査読、又は税制優遇措置がフィリピン経済及び関連セクターに与える影響を判断するため、投資及び非投資優遇措置に関する並行インパクト評価を実施する。ただし、この目的のために、財政インセンティブ審査委員会は、データ共有契約に基づき、匿名化された企業レベルのデータを第三者政府機関に提供することができる。

“第 308 条 提出及び報告書作成の要件の非遵守に対する罰則 —

適切な投資促進機関又は税制優遇措置を管理するその他の政府機関への報告及び提出の要件を遵守していない、及び／又は、本契約第 305 条に基づく電子システムを使用した確定申告及び納税のための電子システムを使用した確定申告書の提出並びに内国歳入庁の税金の支払いの証明の提示を怠った登録された事業体又はその他登録企業は、適切な投資促進機関又は税制優遇措置を管理するその他の政府機関により以下の罰則が課されるものとする。

“(A) 1 回目の違反－10 万ペソの罰金の支払

“(B) 2 回目の違反－50 万ペソの罰金の支払、及び、

“(C) 3 回目の違反－財政インセンティブ審査委員会による登録された事業体又は登録法人の投資促進機関若しくは税制優遇措置を管理するその他の政府機関の登録の取消

“ただし、当該証明の不開示が登録事業者又はその他の登録事業者の過失によるものでない場合、当該不開示は所得税免税（ITH）及び／又はその他の利用可能な税制優遇措置の停止の根拠とはならない。ただし、一般的な資金からの罰金の徴収が発生する。

“正当な手続の後、財政インセンティブ審査委員会又は関連する投資促進機関は、事案に応じて、本法に基づいて与えられる優遇措置をより多く利用するため、重大な情報の不実表示に対しては、登録を取り消し、登録企業の優遇の利益の享受を停止し、及び／又は利息及び金銭的罰金を含んだ当該企業が享受した優遇の払い戻しを要求することができる。

“ただし、財政インセンティブ審査委員会は、局長の勧告により、投資促進機関により付与された優遇措置を取消し、又は停止し、並びに／又は、登録事業者に対し、本法第 6 章（一定の商品に対する消費税）及び第 10 章（法定犯罪及び罰則）、及び、その他の関連する歳入規則、命令若しくは政府の通知に違反した登録企業の事業の終了を命じることができる。ただし、かかる権限は登録企業が優遇措置の利用の初年に犯した違反についても及ぶものとする。本条の規定にかかわらず、財務省、内国歳入庁及び関税局は、本法及び関連法に基づき規定される各々の権限、権力並びに機能を保持するものとする。

“正当な理由なく、本法第 306 条及び第 307 条に基づいて要求される所定の税制優遇報告書若しくはその他のデータ若しくは情報を提供しなかった政府の公務員又は従業員は、正当な手続きが完了した後、1 ヶ月から 6 ヶ月の期間での公務員若しくは従業員の基本給に相当する額の罰金、若しくは、1 年を超えない期間の公務からの停止、又はその両方が、現行法により科される刑事罰及び行政罰に加えて科されるものとする。

“第 6 章

“経過規定及び雑則

“第 309 条 登録事業の禁止 - エコゾーン又は自由港を管理する投資促進機関のもとの適格な登録されたプロジェクト又は事業は、当該プロジェクト又は事業が登録された投資促進機関により管理されているエコゾーン又は自由港の地理的境界内で排他的に行われるものとする。ただし、登録された事業主体は、同一の投資促進機関のもとの同一の区域又は自由港内で 1 以上の登録されたプロジェクト又は事業を行うことができる。さらに、当該区域又は自由港の地理的境界外で行われたプロジェクト又は事業は、当該プロジェクト又は事業が別の投資促進機関の元で行われるものでない限り、本法に定める優遇措置を受ける権利を有さないものとする。”

“第 310 条 ワンストップ・アクションセンターの設置 — すべての投資促進機関は、2018 年事業及び効率的な政府サービス提供法の別称で知られている共和国法第 11932 号を遵守するために、地方公共団体及びその他の政府機関と調整する支援を含み、可能な限り、登録されたプロジェクト又は事業の立ち上げ及び実行を援助し、促進するため、ワンストップ・ショップ又はワンストップ・アクションセンターを設置するものとする。ただし、本法のもとの優遇措置の終了後であったとしても、企業はワンストップ・ショップの機能を利用し続けることができる。”

“第 311 条 本法の発効前の投資 - 本法の発効前に付与された優遇措置を有する登録された事業体は、以下の規則に従うものとする。

“(A) 本法の発効前に所得税免税のみが付与された登録された事業体は、その登録の条件に明記されている所得税免税の残余期間について所

得税免税の利用を継続することができる。所得税免税が付与されているものの、本法の発効時に当該優遇措置の利用がなされていない場合、登録の条件に明記されている期間、所得税免税を受けることができる。

“(B) 本法の発効前に所得税免税が付与され、所得税免税後に所得税の総所得に対する 5%課税の権利を有する登録された事業体は、(C) 号に基づき総所得に対する 5%課税の利用を受けることができる。及び、

“(C) 本法の発効前に付与された総所得に対する 5%課税を現在利用している登録された事業体は、当該 5%課税の優遇措置を、10 年間継続して利用することができるものとする。”

第 17 条 廃止条項 -

(a) 財政インセンティブ審査委員会に、申請及びその承認又は非承認の徹底した審査の後、財政インセンティブの審査・承認・不承認、及び、財政インセンティブ審査委員会に対して推薦を行う投資促進庁委員会の権限を移転するため、下記の規定をここに廃止する。

(1) 1987 年オムニバス投資法と題する、1987 年大統領令第 226 号の第 7 条(14)

(2) 「ムスリム・ミンダナオにおける自治地域内の投資及びその他の目的に対する投資委員会の権限及び機能の自治地域政府への委譲等」と題する 1991 年大統領令第 458 号第 1 条(G)

(3) 『1992 年基地転換開発法』として知られる修正された共和国法第 7227 条の修正等に関する法律』と題する共和国法第 9400 号第 8 条

(4) 「投資、雇用、成長及び国家発展の原動力としての観光のための国家政策の宣言、当該政策を効果的かつ効率的に実施するための観光省及びその付属機関の強化並びにそのための資金の拠出等に関する法律」と題する、共和国法第 11262 号による改正を受けた共和国法第 9593 号第 85 条(a) 副章 IV-B

(5) 「共和国法第 9490 条改正法」と題し、「2007 年オーロラ特別経済特区法」の別称を有する共和国法第 10083 号により改正された、「オーロラ州におけ

るオーロラ特別経済特区の創設、オーロラ特別経済特区庁の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 9490 号第 7 条及び第 8 条

(b) 税制上の優遇措置を含む、本法と矛盾する以下の法律の規定は廃止する。

(1) 共和国法第 7918 号により改正され、さらに共和国法第 8756 号により改正された 1987 年オムニバス投資法と題する 1987 年大統領令第 226 号第 39 条 (A)、(B)、(C)、(D)、(H)、(I)、(J)、(L) 及び (M)、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 61 条、第 62 条、第 63 条、第 64 条、第 65 条並びに第 67 条

(2) 「投資委員会が輸入する資本装備品・部品・附属品の関税率の引下げ-新規登録・拡大企業」と題する 2019 年大統領命令第 85 号

(3) 「輸出加工区権限の創設及び共和国法第 5490 号の改正」と題する大統領令第 66 号

(4) 「特別経済区域及びサンボアング市での特別経済区及びフリーポートの創設、当該目的のためのサンボアング市特別経済区庁の創設及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 7903 号第 4 条 (e)

(5) 「『1992 年基地転換開発法』として知られる修正された共和国法第 7227 条の修正等に関する法律」と題する共和国法第 9400 号第 7 条

(6) 「サンタアナ市及びカガヤン州アパリ市の周辺諸島における経済特区及び自由港の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 7922 号第 4 条 (b)

(7) 「フィリピンにおける経済特区の創設、運営、管理及び調整のための法的枠組及び制度の提供及び当該目的のためのフィリピン経済区庁 (PEZA) の創設等に関する法律」と題する共和国法第 7916 号第 23 条及び第 46 条

(8) 「オーロラ州におけるオーロラ特別経済特区の創設、オーロラ特別経済特区庁の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 9490 号第 4 条 (f)、第 5 条 (a)、(b)、(d)、(e)、(f)、(g)、(h)、(G)、(1)

及び(m)並びに第9条

(9)「バターン州マリベレス市所在のバターン経済特区のバターン自由港経済特区(FAB)への転換、当該目的のためのバターン自由港経済特区庁(AFAB)の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第9728号第5条、第9条及び第10条

(10)「2000年に向けた国家目標の達成に向けた鍵となる輸出開発法」と題する共和国法第7844号第16条

(11)「投資、雇用、成長及び国家発展の原動力としての観光のための国家政策の宣言、当該政策を効果的かつ効率的に実施するための観光省及びその付属機関の強化並びにそのための資金の拠出等に関する法律」と題する共和国法第9593号第86条(a), (c), (d), (e), (f)及び第88条

(12)「私企業及び／又は経済活動に従事する個人に付与された関税及び租税特典の一定条件下での撤回等」と題する大統領令第1955号第1条(a)及び(e)

(c)財政インセンティブ審査委員会の権限及び機能を拡大し、その会員資格を強化するため、本法と矛盾する以下の法律の規定は、ここに廃止する

(1)「すべての法律、法律、法令、命令及び命令の修正、補助金の付与、租税、公課、手数料、課徴金その他の手数料の一定の例外に基づく免除、及び財政インセンティブ委員会の創設」と題する大統領令第776号第1条(6)及び第2条

(2)「政府所有又は管理法人及び全てのその他の政府機関に付与された免税特権の合理化の命令」と題する1984年大統領令第1931号第2条

(3)「一定の例外付のすべての税金及び関税の優遇措置の撤回及び、財政インセンティブ審査委員会の権限の拡大等」と題する1986年大統領命令第93号第1条(c)及び(d)

(4)「財政インセンティブ審査委員会(FIRB)の構成員の拡大」と題する1986年覚書命令第23号

(d) 本法の規定に矛盾する投資優先計画に関する以下の法律の規定は、ここに廃止する。

(1) 改正された「1987 年オムニバス投資法」と題する 1987 年大統領令第 226 号第 7 条第 1 項、第 23 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条及び第 32 条、並びに、

(2) 「ムスリム・ミンダナオにおける自治地域内の投資及びその他の目的に対する投資委員会の権限及び機能の自治地域政府への委譲等」と題する 1991 年大統領令第 458 号第 2 条及び第 3 条

(e) 「投資促進機関により実行されている税制優遇措置の管理及び会計の透明性促進法」と題する共和国法第 10708 号第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条は、本法に矛盾するために廃止される。

(f) 「1987 年オムニバス投資法」と題する 1987 年大統領令第 226 号第 7 条 (11)

第 18 条 改正条項 ー

(a) 財政インセンティブ審査委員会に、財政インセンティブの審査、承認を与えるか否かの投資促進庁理事会の権限を移譲し、また、投資促進庁理事会に、申請、承認の徹底した審査の後、財政インセンティブ審査委員会への勧告を義務付けるため、以下の条項がここに改正される。

(1) 「1987 年オムニバス投資法」と題する 1987 年大統領令第 226 号第 7 条 (3) 及び (8)、第 34 条、第 35 条及び第 36 条

(2) 「ムスリム・ミンダナオにおける自治地域内の投資及びその他の目的に対する投資委員会の権限及び機能の自治地域政府への委譲等」と題する 1991 年大統領令第 458 号第 1 条 (A)、(B)、(D) 及び (E)

(3) 「特別経済区域及びサンボアング市での特別経済区域及びフリーポートの創設、当該目的のためのサンボアング市特別経済区域庁の創設及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 7903 号第 7 条 (a)

及び(c)

(4) 共和国法第 11453 号により改正された、「バターン州マリベレス市所在のバターン経済特区のバターン自由港経済特区(FAB)への転換、当該目的のためのバターン自由港経済特区庁(AFAB)の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 9728 号第 4 条(f)、第 8 条並びに第 13 条(c)、(d)、(r)、(w)及び(x)

(5) 共和国法第 9400 号により改正された、「軍事居留地の他の生産目的への転換の促進、当該目的のための基地転換開発庁の創設及びそのための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 7227 号第 5 条(1)、第 12 条(b)及び第 13 条(b)(11)

(6) 共和国法第 11262 号により改正された、「投資、雇用、成長及び国家発展の原動力としての観光のための国家政策の宣言、当該政策を効果的かつ効率的に実施するための観光省及びその附属機関の強化並びにそのための資金の拠出等に関する法律」と題する共和国法第 9593 号第 69 条副章 IV-B

(7) 「共和国法第 9490 条改正法」と題し、「2007 年オーロラ特別経済特区法」の別称を有する共和国法第 10083 号により改正された、「オーロラ州におけるオーロラ特別経済特区の創設、オーロラ特別経済特区庁の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 9490 号第 12 条(a)、(b)及び(u)

(8) 「サンタアナ市及びカガヤン州アパリ市の周辺諸島における経済特区及び自由港の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 7922 号第 6 条(c)及び(1)

(9) 「フィビテック工業開発公社の創設及びこれをフィリピン退役軍人投資開発公社の子会社機関とし、その権限、機能及び責任を定義等する法律」と題する大統領令第 538 号第 4 条(a)及び(q)並びに第 6 条、並びに、

(10) 共和国法第 8748 号により改正された、「フィリピンにおける経済特区の創設、運営、管理及び調整のための法的枠組及び制度の提供及び当該目的のためのフィリピン経済区庁(PEZA)の創設等に関する法律」と題する共和国法第 7916 号第 12 条(a)及び(b)及び第 13 条(a)、(b)及び(i)並びに第 15 条

(b) 税制上の優遇措置を含む本法に矛盾する以下の法律の規定は、ここに改正する。

(1) 改正された「1987 年オムニバス投資法」と題する 1987 年大統領令第 226 号第 69 条、第 77 条及び第 78 条

(2) 共和国法第 8748 号により改正された、「フィリピンにおける経済特区の創設、運営、管理及び調整のための法的枠組及び制度の提供及び当該目的のためのフィリピン経済区庁 (PEZA) の創設等に関する法律」と題する共和国法第 7916 号第 24 及び 35 条

(3) 共和国法第 9400 号により改正され、さらに 2007 年大統領令第 619 号により改正された、「軍事居留地の他の生産目的への転換の促進、当該目的のための基地転換開発庁の創設及びそのための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 7227 号第 12(c) 条、第 15 条、第 15-A 条、第 15-B 条、第 15-C 条

(4) 共和国法第 9400 号により改正された、「軍事居留地の他の生産目的への転換の促進、当該目的のための基地転換開発庁の創設及びそのための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 7227 号第 6 条

(5) 「共和国法第 9490 条改正法」と題し、「2007 年オーロラ特別経済特区法」の別称を有する共和国法第 10083 号により改正された、「オーロラ州におけるオーロラ特別経済特区の創設、オーロラ特別経済特区庁の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 9490 号第 5 条(c)

(6) 「特別経済区域及びサンボアング市での特別経済区域及びフリーポートの創設、当該目的のためのサンボアング市特別経済区域庁の創設及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 7903 号第 4 条(f)

(7) 「サンタアナ市及びカガヤン州アパリ市の周辺諸島における経済特区及び自由港の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 7922 号第 4 条(c)

(8) 「バターン州マリベレス市所在のバターン経済特区のバターン自由港経済特区 (FAB) への転換、当該目的のためのバターン自由港経済特区庁 (AFAB)

の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 9728 号第 6 条

(9) 「投資、雇用、成長及び国家発展の原動力としての観光のための国家政策の宣言、当該政策を効果的かつ効率的に実施するための観光省及びその附属機関の強化並びにそのための資金の拠出等に関する法律」と題する共和国法第 9593 号第 6(k) 条、第 14(e) 条、第 39 条、第 76 条、第 85(c) 条及び第 86(b) 条

(10) 大統領令第 1491 号により改正された、「フィビテック工業開発公社の創設及びこれをフィリピン退役軍人投資開発公社の子会社機関とし、その権限、機能及び責任を定義等する法律」と題する大統領令第 538 号第 8 条

(11) 「スービック特別経済・自由港区内における課税及び免税特権の更なる明確化」と題する 1993 年大統領令第 97-A 号第 1 条(1. 1)

(c) 財政インセンティブ審査委員会の権限及び機能を拡充するため、本法に矛盾する以下の法律の規定を改正する。

(1) 「特別経済区域及びサンボアング市での特別経済区域及びフリーポートの創設、当該目的のためのサンボアング市特別経済区域庁の創設及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 7903 号第 13 条

(2) 「サンタアナ市及びカガヤン州アパリ市の周辺諸島における経済特区及び自由港の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 7922 号第 10 条

(3) 「軍事居留地の他の生産目的への転換の促進、当該目的のための基地転換開発庁の創設及びそのための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 7227 号第 17 条

(4) 「オーロラ州におけるオーロラ特別経済特区の創設、オーロラ特別経済特区庁の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第 9490 号第 20 条、及び、

(5) 「バターン州マリベレス市所在のバターン経済特区のバターン自由

港経済特区(FAB)への転換、当該目的のためのバターン自由港経済特区庁(AFAB)の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第9728号第22条

(d) 本法の規定と矛盾する投資優先計画への義務的記載を規定する他のすべての法律、法令、執行命令、規則及び規則又はその一部を含む、投資優先計画に関する以下の法律の規定は、ここに修正される。

(1) 共和国法第11453号により改正された、「バターン州マリベレス市所在のバターン経済特区のバターン自由港経済特区(FAB)への転換、当該目的のためのバターン自由港経済特区庁(AFAB)の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第9728号第4条(d)及び第13条(i)

(2) 「オーロラ州におけるオーロラ特別経済特区の創設、オーロラ特別経済特区庁の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する改正された共和国法第9490号第12条(f)

(3) 「サンタアナ市及びカガヤン州アパリ市の周辺諸島における経済特区及び自由港の設立及び当該目的のための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第7922号第6条(f)

(4) 「フィリピンにおける経済特区の創設、運営、管理及び調整のための法的枠組及び制度の提供及び当該目的のためのフィリピン経済区庁(PEZA)の創設等に関する法律」と題する改正された共和国法第7916号第21条

(5) 「クラーク特別経済区の基地転換及び開発権限の実施機関としてのクラーク開発公社の設立許可、並びに、全ての政府の省庁、局、事務所及び機関の長に対し当該計画の支援命令」と題する1993年大統領令第80号第5条

(6) 「軍事居留地の他の生産目的への転換の促進、当該目的のための基地転換開発庁の創設及びそのための資金供与等に関する法律」と題する共和国法第7227号第4条(b)及び第13条(b)(7)、並びに、

(7) 「ムスリム・ミンダナオにおける自治地域内の投資及びその他の目的に対する投資委員会の権限及び機能の自治地域政府への委譲等」と題する1991年大統領令第458号第1条(F)

第 19 条 分離条項 - 本法のいかなる条文又は一部が無効又は違憲と宣言された場合、当該宣言は、その運用において、当該事案に直接関与する条項、文章、段落又はその一部に限定されるものとし、その影響を受けない部分又は規定は、引き続き全面的に有効に存続するものとする。

第 20 条 拠出 - 国税調査センターは、財政インセンティブ審査委員会の事務局として、当初 1 億ペソの拠出を、別段の拠出がない限り、国庫の利用可能な資金から提供されるものとする。翌年以降の拠出は、毎年一般歳出法によりなされるものとする。

第 21 条 施行規則 - 本法施行後 90 日以内に、財務大臣は、内国歳入庁長官の勧告を受け、その効率的な実施のために必要な規則を公布する。但し、第 13 章の規定に関しては、財務大臣及び貿易産業大臣が、内国歳入庁長官、投資委員会その他の投資促進機関と協議の上、共同して必要な規則を同一の期間内に公布する。規則の公布がなされなかったとしても、本法が有効となった場合の施行を妨げるものではない

第 22 条 有効性 - 本法は、官報又は一般紙での完全な形での掲載から 15 日後に有効となる。

承認、

ヴィンセント C ソット 3 世
上院議長

ロード・アラン・ジェイ・Q・ヴェラスコ
下院議長

本法は下院法案第 4157 号及び上院法案第 1357 号を統合したものであり、2021 年 2 月 3 日にフィリピン下院及び上院で可決された。

マイラ・マリー・D・ヴィラリカ
上院秘書役

マーク・リアンドロ・L・メンドーサ
下院秘書役

承認：2021 年 3 月 26 日

ロドリゴ・ロア・ドゥテルテ
フィリピン国大統領